

令和 6 年

第 3 回前期 定例県議会議案

(附 予 算 説 明 書)

群馬県

令和6年第3回前期定例県議会議案目次

第127号議案	令和6年度群馬県一般会計補正予算（第3号）	5頁
第128号議案	令和6年度群馬県電気事業会計補正予算（第1号）	11
第129号議案	群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	12
第130号議案	群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	14
第131号議案	群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例	15
第132号議案	群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	16
第133号議案	群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	19
第134号議案	請負契約の締結について	20
第135号議案	請負契約の締結について	21
第136号議案	事業契約の締結について	22
第137号議案	請負契約の変更について	23
第138号議案	和解について	24
第139号議案	和解について	25
報 第 3 号	報 告 書	26
報 第 4 号	報 告 書	29
報 第 5 号	報 告 書	37
報 第 6 号	報 告 書	50
報 第 7 号	報 告 書	65

予 算 説 明 書 目 次

令和6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）	69頁
1 総 括	69
2 歳 入	72
7 分担金及び負担金	72
8 使用料及び手数料	73
9 国庫支出金	74
11 寄 附 金	76
13 繰 越 金	77
14 諸 収 入	78
15 県 債	79
3 歳 出	80
2 知事戦略費	80
3 総 務 費	81
4 地 域 創 生 費	82
5 生 活 こ ど も 費	83
6 健 康 福 祉 費	84
9 農 政 費	85
10 産 業 経 済 費	86
11 県 土 整 備 費	87
12 警 察 費	92
13 教 育 費	93
県債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高並びに令和6年度末 における現在高の見込みに関する調書	94
令和6年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第1号）	95
令和6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号・報告分）	96

第 1 2 7 号議案

令和 6 年度群馬県一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度群馬県の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8, 6 6 9, 5 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 9 0, 4 6 8, 4 9 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（県債の補正）

第 3 条 県債の補正は、「第 3 表県債補正」による。

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,737,881	15,669	3,753,550
	2 負 担 金	3,538,590	15,669	3,554,259
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,595,705	11,193	11,606,898
	1 使 用 料	7,932,659	11,193	7,943,852
9 国 庫 支 出 金		84,364,069	1,220,729	85,584,798
	1 国 庫 負 担 金	53,478,726	△ 489,093	52,989,633
	2 国 庫 補 助 金	30,062,495	1,709,822	31,772,317
11 寄 附 金		676,273	9,310	685,583
	1 寄 附 金	676,273	9,310	685,583
13 繰 越 金		10,000	6,541,889	6,551,889
	1 繰 越 金	10,000	6,541,889	6,551,889
14 諸 収 入		13,979,319	172,735	14,152,054
	4 受 託 事 業 収 入	675,759	2,553	678,312
	6 雑 入	3,155,497	170,182	3,325,679
15 県 債		47,409,000	698,000	48,107,000
	1 県 債	47,409,000	698,000	48,107,000
歳 入 合 計		781,798,969	8,669,525	790,468,494

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 知 事 戦 略 費		11, 029, 659	120, 000	11, 149, 659
	5 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費	1, 489, 721	120, 000	1, 609, 721
3 総 務 費		30, 799, 259	6, 148, 603	36, 947, 862
	1 総 務 管 理 費	16, 420, 476	6, 034, 258	22, 454, 734
	6 危 機 管 理 費	1, 859, 843	114, 345	1, 974, 188
4 地 域 創 生 費		7, 901, 198	126, 000	8, 027, 198
	3 文 化 振 興 費	3, 185, 159	6, 000	3, 191, 159
	5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1, 482, 965	120, 000	1, 602, 965
5 生 活 こ ど も 費		43, 093, 070	14, 850	43, 107, 920
	1 生 活 こ ど も 費	583, 988	4, 540	588, 528
	2 こ ど も ・ 子 育 て 支 援 費	20, 527, 246	3, 307	20, 530, 553
	4 児 童 福 祉 費	11, 323, 791	6, 000	11, 329, 791
	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費	191, 094	1, 003	192, 097
6 健 康 福 祉 費		144, 341, 875	102, 349	144, 444, 224
	1 健 康 福 祉 費	2, 561, 715	2, 028	2, 563, 743
	2 医 務 費	12, 028, 667	33, 969	12, 062, 636
	8 地 域 福 祉 費	5, 175, 461	62, 957	5, 238, 418
	10 介 護 高 齢 費	31, 800, 955	3, 395	31, 804, 350
9 農 政 費		22, 061, 488	15, 047	22, 076, 535
	3 米 麦 畜 産 費	1, 510, 006	11, 743	1, 521, 749
	4 野 菜 花 き 費	3, 590, 080	2, 304	3, 592, 384

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	5 蚕 糸 特 産 費	1,565,858	1,000	1,566,858
10 産 業 経 済 費		9,736,206	81,037	9,817,243
	5 e スポーツ・クリ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	909,929	81,037	990,966
11 県 土 整 備 費		65,867,437	1,927,755	67,795,192
	2 道 路 管 理 費	14,674,402	420,705	15,095,107
	3 道 路 整 備 費	21,707,528	2,788,158	24,495,686
	4 河 川 費	7,760,275	△ 812,250	6,948,025
	5 砂 防 費	5,490,015	△ 260,656	5,229,359
	6 都 市 計 画 費	516,641	△ 34,200	482,441
	7 都 市 整 備 費	3,278,313	134,634	3,412,947
	8 下 水 環 境 費	4,108,852	△ 22,560	4,086,292
	10 住 宅 政 策 費	3,038,532	△ 286,076	2,752,456
12 警 察 費		46,387,953	132,884	46,520,837
	2 警 察 活 動 費	4,862,579	132,884	4,995,463
13 教 育 費		166,530,707	1,000	166,531,707
	1 教 育 総 務 費	26,846,409	1,000	26,847,409
歳 出 合 計		781,798,969	8,669,525	790,468,494

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
5 生活こども費	2 こども・子育て支援費	児童会館運営	39,800
6 健康福祉費	7 食品・生活衛生費	動物愛護	9,935
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	600,000
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	77,816
		単独交通安全対策	33,250
		社会資本総合整備	325,617
		道路メンテナンス	69,758
		無電柱化推進	33,313
	3 道路整備費	単独道路改築	100,481
		社会資本総合整備	710,429
		道路改築	54,047
		道路メンテナンス	275,017
	4 河川費	単独河川改修	63,462
		河川維持補修	104,928
		社会資本総合整備	63,536
		緊急防災・減災対策	4,318
		大規模特定河川	57,144
		ダムメンテナンス	20,610
		特定ダム環境対策	1,410
	5 砂防費	単独砂防施設	29,033
		単独砂防維持管理	52,799
		社会資本総合整備	180,466
		緊急防災・減災対策	38,116
		事業間連携砂防	32,786
		砂防メンテナンス	45,431
	7 都市整備費	社会資本総合整備(街路)	122,434
		無電柱化推進	10,039
		社会資本総合整備(公園)	15,115

第3表 県 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限度額(千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
ク リ エ イ テ ィ ブ 推 進 費	24,000	普通貸借又は証券発行 (証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
危 機 管 理 ・ 防 災 対 策 推 進 費	201,000	315,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	1,614,000	1,941,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	218,000	213,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	498,000	304,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	2,903,000	3,941,000
道 路 改 築 費	3,075,000	3,208,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	939,000	926,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	620,000	588,000
大 規 模 特 定 河 川 費	597,000	282,000
河 川 メ ン テ ナ ン ス 費	30,000	27,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	126,000	86,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	834,000	718,000
事 業 間 連 携 砂 防 費	230,000	131,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	90,000	178,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (都 市 計 画)	37,000	30,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (街 路)	208,000	244,000
無 電 柱 化 推 進 費 (街 路)	96,000	104,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (公 園)	186,000	134,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	642,000	448,000

第 1 2 8 号議案

令和 6 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度群馬県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 6 年度群馬県電気事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	期 間	期 間
沢入発電所設備改良事業約 請 負 契 約	令 和 7 年 度	令 和 7 年 度 から 令 和 8 年 度 ま で

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第百二十九号議案

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年群馬県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の四の項及び五の項中「又は療育手帳」を削る。

第二条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項から五の項までを削り、六の項を一の項とし、七の項を二の項とする。

別表第二の八の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等奨学のための給付金支給事務」を「高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を加え、同表九の項を削り、同表十の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等学び直し支援金支給事務」を「高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務（以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、同項を同表九の項とし、同表十一の項及び十二の項を削る。

別表第三の二の項中「生活保護関係情報又は」を削り、同表四の項中「生活保護関係情報、」を削り、同表五の項を削り、同表六の項を同表五の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正等を行おうとするものである。

第百三十号議案

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中 「野鳥観察小屋
展望台」 を「野鳥観察小屋」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 展望台を廃止しようとするものである。

第百三十一号議案

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（令和五年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 産業競争力強化法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百三十二号議案

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「施設」を「別表第二に掲げる施設（以下「有料施設」という。）」に、「拒否、禁止又は制限」を「承認等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第二に掲げる施設（以下「有料施設」という。）」を「有料施設」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 有料施設の利用の承認の取消し等に関する業務

第十一条を第十五条とする。

第十条中「知事は」の下に「、指定管理者の指定ができないとき」を加え、「命じ」を「命じたとき」に改め、「ときは」の下に「、第三条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合（管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認めた場合にあつては、当該管理の業務の一部に有料施設の利用の承認等に関する業務が含まれるときに限る。）においては、第五条から第八条までの規定を準用する。

この場合において、第五条第二項中「指定管理者は、必要があると認めたときは、知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第六条及び第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を得ているときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

第十条を第十四条とする。

第九条第一項を次のように改める。

有料施設を利用しようとする者は、別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

第九条を第十三条とする。

第八条第一項中「、第六条」を「、前条第一項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者
- 三 前条第三項の条件に違反した者

第八条第二項中「第六条」を「前条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条を削る。

第六条を第十一条とする。

第五条の次に次の五条を加える。

(利用の承認等)

第六条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他施設の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第七条 前条の規定により利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、当該承認を得た利用の目的以外の目的に有料施設を利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第八条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設の管理上特に必要があると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。

二 第六条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第六条第三項の条件に違反したとき。

四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（原状回復義務）

第九条 利用者は、その利用を終了したとき（前条の規定による利用の制限若しくは停止又は承認の取消しがあつたときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復してこれを返還しなければならない。

（損害賠償）

第十条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

別表第一中

宝台樹スキー場		
武尊牧場スキー場	利根郡片品村	

改める。

別表第二中「第九条」を「第十三条」に、「使用料の額」を「金額」に改め、同表宝台樹キャンプ場の部小学校、中学校及びこれらに準ずる学校その他の施設の児童及び生徒の項中「二百円」を「五百円」に改め、同部その他の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の項中「四百十円」を「千円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 使用料の改定等を行おうとするものである。

第百三十三号議案

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成二十九年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の表大会議室の項及び交流室Bの項を削り、別表二の表注6中「大会議室又は」を削り、別表二の表注7中「、交流室Bとは面積が三十平方メートル以上四十平方メートル未満の交流室を」を削り、別表三の表中「、展望ラウンジ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 群馬コンベンションセンターの四階の施設を廃止しようとするものである。

第 1 3 4 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	令和 0 6 年度県立赤城公園活性化整備赤城 L S 新築建築工事
工 事 場 所	前橋市富士見町赤城山地内
契 約 金 額	9 9 6 , 6 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	前橋市岩神町四丁目 1 0 番 1 9 号 池下工業株式会社 代表取締役社長 小島 丈

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 3 5 号議案

請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

名 称	道路改築植栗・中之条 I C 橋上部工工事
工 事 場 所	一般国道 1 4 5 号 上信自動車道（吾妻東バイパス） 吾妻郡東吾妻町大字植栗地内
契 約 金 額	2, 0 6 3, 0 5 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市小八木町 8 2 8 番 1 川田・南波・東光植栗・中之条 I C 橋上部工工事特定建設工事共同 企業体 代表者 川田建設株式会社群馬営業所 所長 伊藤 隆幸 構成員 南波建設株式会社 代表取締役 南波 将彦 構成員 東光建設株式会社 代表取締役 竹内 猶則

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 3 6 号議案

事 業 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）第 1 2 条の規定により議決を求める。

名 称	群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業
事 業 場 所	前橋市敷島町地内
契 約 金 額	2 3 , 0 6 3 , 5 3 2 , 1 6 3 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市栄町 1 4 番 5 号 5 階 しきしま S W I M オアシス株式会社 代表取締役 檜物 隆之

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 3 7 号議案

請 負 契 約 の 変 更 に つ い て

令和 4 年第 3 回後期定例県議会で議決された道路改築厚田跨道橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年群馬県条例第 2 5 号）第 2 条の規定により議決を求める。

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	1, 103, 080, 000円	1, 205, 710, 000円

令和 6 年 9 月 1 9 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第138号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

- (1) 群馬県伊勢崎市南千木町5239番地1 群馬県立伊勢崎高等学校内
第68回全国高等学校家庭科実践研究会群馬大会 大会長 高橋 みゆき
- (2) 東京都新宿区津久戸町4番7号 OSビル402号室
一般社団法人人工知能学会 代表理事会長 栗原 聡
- (3) ものみの塔聖書冊子協会群馬大会 契約代表者

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、次のとおり損失補償金を支払う。

請 求 者	金 額
第68回全国高等学校家庭科実践研究会群馬大会	2,676,000円
一般社団法人人工知能学会	2,567,000円
ものみの塔聖書冊子協会群馬大会	16,000円
合 計	5,259,000円

- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第139号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Gメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

東京都千代田区三番町2番地

Gメッセ運営共同事業体 代表団体 株式会社コンベンションリンケージ

代表取締役 平位 博昭

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損失補償金20,778,000円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

県がGメッセ群馬4階部分を改修することに伴い、請求者は4階部分に係る施設利用料金収入等が減収となり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

報第3号

報 告 書

1 令和5年度群馬県内部統制評価報告書

上記について、別冊のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項及び第6項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和5年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事 山本一太は、地方自治法第150 条第4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事 山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表、令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「群馬県内部統制基本方針」（令和2年3月31日制定、令和5年1月1日改定、以下「基本方針」という。）を定め、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

(1) 知事のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

(2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」（法定）に加え、「個人情報保護に関する事務」、「公文書管理に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護や公文書の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

(3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、全庁に共通するリスク（共通リスク）及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク（所属個別リスク）及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運

用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和5年度の評価対象期間においては、知事部局の全161所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化などにより、有効に機能しない場合があり得る。

2 評価手続

令和5年度を評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、全庁的な内部統制においては、適切な取組がなされており、内部統制は概ね有効であると判断した。

一方、業務レベルの内部統制においては、「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が2件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が18件、計20件の重大な不備を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

報第4号

報 告 書

- 1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第2号）
- 2 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 3 訴えの提起について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和6年度群馬県一般会計補正予算（第2号）

令和6年度群馬県の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ781,798,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月14日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 諸 収 入		13,899,319	80,000	13,979,319
	4 受 託 事 業 収 入	595,759	80,000	675,759
歳 入 合 計		781,718,969	80,000	781,798,969

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 域 創 生 費		7,821,198	80,000	7,901,198
	3 文 化 振 興 費	3,105,159	80,000	3,185,159
歳 出 合 計		781,718,969	80,000	781,798,969

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

2 和解及び損害賠償の額を定める ことについて

計量法に基づくタクシーメーター装置検査に係る事故の損害賠償について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

1 和解の相手方（以下「請求者」という。）

前橋市三俣町一丁目5番14号

アサカタクシー株式会社 代表取締役 國岡 充朗

2 和解の内容

- (1) 群馬県は、請求者に対し、損害賠償金168,322円を支払う。
- (2) 群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

3 事件の内容

請求者は、群馬県によるタクシーメーター装置検査によって、使用車両のバンパー破損の損害を被ったものである。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年7月12日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

3 訴 え の 提 起 に つ い て

1 事 件 名

県営住宅の建物明渡等請求事件

2 相 手 方

提 起 日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和6年8月17日			
令和6年8月19日			
令和6年8月16日			

3 事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

4 事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。

報第5号

報 告 書

- 1 令和5年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書
- 2 令和5年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

上記について、別冊のとおり歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項及び第150条第3項の規定により報告する。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和 5年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事 業 名	金 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
繰越明許費計			74,231,176,654	63,329,958,103	1,113,772,443	30,314,793,984	25,346,000,000	881,454,800	5,673,936,876
2 知事戦略費	4 業務プロセス改革費	デジタル基盤整備	34,700,000	34,700,000					34,700,000
	6 交通イノベーション 推進費	公共交通整備	15,141,000	15,141,000			11,000,000		4,141,000
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	1,925,000	1,925,000					1,925,000
		県庁舎等運営管理	158,046,000	158,046,000			112,000,000		46,046,000
		財産活用	393,220,000	393,220,000			345,000,000		48,220,000
	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	199,479,000	199,478,400			199,000,000		478,400
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	605,000	605,000					605,000
		地域公共事業調整費	45,682,000	45,681,196					45,681,196
	3 文化振興費	文化施設整備推進	3,509,000	3,509,000			2,000,000		1,509,000
		世界遺産継承推進	48,737,000	48,737,000			37,000,000		11,737,000
		自然史博物館運営	31,337,000	31,337,000	31,337,000				
	4 文化財保護費	文化財保存活用推進	1,232,000	1,232,000		1,232,000			
		文化財保存管理指導	7,790,000	7,790,000					7,790,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
	5 スポーツ振興費	第79回国民スポーツ大会冬季大会施設整備	35,200,000	35,200,000			8,000,000	26,310,000	890,000
5 生活こども費	4 私学・子育て支援費	私立学校教育振興	900,000	900,000		900,000			
		保育施設支援	750,000	750,000		500,000			250,000
	5 児童福祉・青少年費	児童養護施設等対策	300,000	300,000		200,000			100,000
6 健康福祉費	3 医務費	医務行政推進	485,450,000	485,450,000		485,450,000			
		災害医療対策	19,000,000	19,000,000		9,500,000			9,500,000
	4 介護高齢費	老人福祉施設対策	19,171,000	19,171,000			19,000,000		171,000
		地域医療介護総合確保対策	221,520,000	221,520,000				221,520,000	
		介護保険基盤運営	1,334,149,000	1,334,149,000		1,267,408,000			66,741,000
	6 健康長寿社会づくり 推進費	認知症施策	4,692,000	4,692,000		4,692,000			
	7 障害政策費	障害福祉推進	5,181,000	2,675,000		560,000			2,115,000
		施設サービス	361,423,000	361,423,000		336,348,000	18,000,000		7,075,000
	8 薬務費	薬務行政	32,572,000	32,572,000		32,572,000			
		ワクチン接種推進	13,418,000	13,418,000		13,418,000			
	10 食品・生活衛生費	ペットとの共生推進	10,994,000	10,994,000					10,994,000
		水道事業促進	17,737,000	17,737,000		17,737,000			

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	7,658,000	7,658,000					7,658,000
	3 廃棄物・リサイクル費	産業廃棄物処理対策	10,381,000	9,830,700	9,830,700				
	4 自然環境費	自然公園等管理	4,000,000	4,000,000					4,000,000
		自然公園等整備	151,591,000	118,168,700		37,500,000	63,000,000		17,668,700
		適正利用推進	7,100,000	7,100,000					7,100,000
	5 林政費	ぐんま緑の県民基金事業	330,000,000	225,647,000				225,647,000	
		補助公共造林	104,322,000	77,029,000		56,044,000			20,985,000
		苗木生産指導	3,900,000	3,900,000		3,900,000			
		補助公共林道	146,173,000	90,350,000		45,124,000	40,000,000		5,226,000
		農山漁村地域整備	293,275,000	275,986,000	4,328,000	137,503,000	112,000,000		22,155,000
		補助公共作業道	212,859,000	148,487,000	10,687,000	67,022,000			70,778,000
		単独林道	26,709,000	26,709,000					26,709,000
		単独作業道	74,342,000	23,582,000					23,582,000
		地域森林計画	22,000,000	22,000,000		22,000,000			
		水源林等整備推進	22,990,000	16,038,000					16,038,000
		森林公園整備	2,213,000	1,460,000					1,460,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
	6 林業振興費	林業構造改善対策	15,740,000	15,740,000	5,640,000	10,100,000			
		木材等生産振興対策	64,456,000	39,415,000	29,415,000				10,000,000
		きのこ等振興対策	149,760,000	52,537,000		51,612,000			925,000
	7 森林保全費	補助公共治山	1,233,300,000	1,190,300,000		614,926,000	548,000,000		27,374,000
		農山漁村地域整備	474,800,000	351,300,000		175,839,000	149,000,000		26,461,000
		単独公共治山	509,147,654	365,902,000	30,247,000		312,000,000		23,655,000
9 農政費	1 農政費	農業事務所運営	4,210,000	4,209,600			2,000,000		2,209,600
		旧競馬施設維持管理	10,270,000	10,270,000					10,270,000
	2 農業構造政策費	農業経営基盤強化対策	929,000	929,000					929,000
		生産施設運営	85,036,000	54,590,000			11,000,000		43,590,000
		農業者等研修	3,396,000	2,640,000					2,640,000
	3 技術支援費	鳥獣害防止	140,044,000	107,606,000	107,606,000				
	4 蚕糸園芸費	野菜振興	57,625,000	57,625,000				57,625,000	
		フラワーパーク改修	2,070,661,000	2,060,934,790		906,000,000	1,092,000,000		62,934,790
		農産振興	825,000,000	825,000,000	40,000,000	550,000,000	206,000,000		29,000,000
	6 畜産業費	畜産物流通消費	78,729,000	78,729,000		78,729,000			

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
		浅間牧場草地・施設整備	277,000,000	276,057,000		138,028,500	127,000,000		11,028,500
		浅間家畜育成牧場研修施設整備	20,000,000	20,000,000			10,000,000	10,000,000	
		肉牛振興	97,060,000	97,060,000		97,060,000			
		養鶏振興	5,500,000	5,500,000		5,500,000			
	7 農村整備費	小規模農村整備	144,738,000	123,046,000			23,000,000		100,046,000
		単独農村整備	74,189,000	59,895,052	14,973,513		40,000,000		4,921,539
		農山漁村地域整備	514,508,000	287,738,000	71,942,000	133,544,000	74,000,000		8,252,000
		農村地域防災減災	732,330,000	613,078,100	48,146,565	367,750,550	169,000,000	15,620,000	12,560,985
		土地改良施設突発事故復旧	8,670,000	8,670,000		5,481,000	3,000,000		189,000
		相馬原補償工事	42,785,000	42,785,000		42,785,000			
		農業競争力強化基盤整備	1,239,647,000	1,124,308,364	172,996,652	594,199,761	298,000,000	49,985,000	9,126,951
		農地耕作条件改善	245,605,000	234,955,600		164,757,250	58,000,000		12,198,350
		農業水路等長寿命化・防災減災	283,627,000	138,466,232	46,268,383	62,219,244	26,000,000		3,978,605
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
10 産業経済費	1 産業政策費	総務調整費	1,342,000	1,342,000					1,342,000
	2 未来投資・デジタル産業費	未来投資促進	1,267,732,000	1,267,732,000		1,267,732,000			

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
	4 観光魅力創出費	リトリート推進	1,540,000	1,540,000					1,540,000
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	クリエイティブ推進	326,105,000	320,105,000		148,871,000	147,000,000		24,234,000
11 県土整備費	1 土木管理費	総務調整費	8,500,000	6,320,110					6,320,110
		公共事業調整費	339,184,000	284,705,313					284,705,313
		建設技術支援	50,000,000	48,370,000					48,370,000
	2 道路管理費	単独公共事業事務費	12,000,000	12,000,000					12,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,669,000	10,669,000			10,000,000	669,000	
		道路維持管理	68,764,000	2,387,000					2,387,000
		単独道路維持修繕	1,211,500,000	723,619,741			240,000,000		483,619,741
		単独交通安全対策	579,276,000	430,543,716					430,543,716
		社会資本総合整備	5,539,325,000	4,410,494,640	5,938,200	2,321,791,231	1,910,000,000	13,398,000	159,367,209
		道路メンテナンス	531,983,000	434,999,760		239,249,868	138,000,000		57,749,892
		無電柱化推進	1,927,375,000	1,561,654,024	52,035,804	830,290,021	650,000,000		29,328,199
	3 道路整備費	単独公共事業事務費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,000,000	14,000,000			13,000,000		1,000,000
		補助公共事業事務費	13,000,000	13,000,000			12,000,000		1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
		単独道路改築	1,096,569,000	866,308,761				11,370,000	854,938,761
		単独橋りょう予防保全	127,900,000	98,284,854					98,284,854
		社会資本総合整備	13,437,725,000	11,552,399,000		6,231,653,227	5,023,000,000		297,745,773
		道路改築	9,465,363,000	9,047,119,100		4,995,729,805	3,778,000,000		273,389,295
		道路メンテナンス	4,638,827,000	3,605,340,800		1,981,276,440	1,517,000,000	3,020,000	104,044,360
	4 河川費	単独公共事業事務費	4,000,000	4,000,000			4,000,000		
		社会資本総合整備事業事務費	15,321,000	13,022,000			4,000,000	9,022,000	
		単独河川改修	427,413,000	349,162,652			349,000,000		162,652
		河川維持補修	1,083,530,000	926,209,339	6,198,020		595,000,000	42,900,000	282,111,319
		社会資本総合整備	2,780,178,000	2,366,055,808	21,961,202	1,098,465,403	1,067,000,000	147,163,800	31,465,403
		緊急防災・減災対策	217,153,000	167,280,675			167,000,000		280,675
		大規模特定河川	3,000,000,000	2,677,878,898		1,338,939,449	1,317,000,000		21,939,449
		河川メンテナンス	68,000,000	68,000,000		34,000,000	34,000,000		
		ダムメンテナンス	467,533,000	461,726,000	8,788,200	164,020,400	236,000,000	47,205,000	5,712,400
		河川管理	2,715,000	2,715,000					2,715,000
		特定ダム環境対策	25,000,000	15,572,000					15,572,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
	5 砂防費	社会資本総合整備事業事務費	10,000,000	10,000,000			9,000,000		1,000,000
		単独砂防施設	254,167,000	179,722,705	2,834,407		125,000,000		51,888,298
		単独砂防維持管理	419,449,000	291,741,039			205,000,000		86,741,039
		社会資本総合整備	3,299,578,000	2,713,686,274	76,224,126	1,312,546,727	1,294,000,000		30,915,421
		緊急防災・減災対策	214,060,000	118,465,924	5,823,200		79,000,000		33,642,724
		事業間連携砂防	1,019,600,000	770,141,617	18,376,195	384,112,190	361,000,000		6,653,232
		砂防メンテナンス	513,951,000	490,802,000		245,401,000	240,000,000		5,401,000
	6 都市計画費	都市計画指導調査	24,000,000	24,000,000					24,000,000
		社会資本総合整備	63,050,000	1,450,000	362,000	725,000			363,000
		土地区画整理事業負担金	226,000,000	209,365,000					209,365,000
		単独景観整備	7,100,000	4,000,000					4,000,000
		単独道路交通計画調査	151,000,000	119,715,835					119,715,835
		道路交通計画調査	14,400,000	9,480,000		3,160,000			6,320,000
	7 都市整備費	単独街路	258,000,000	197,006,498	18,151,748				178,854,750
		社会資本総合整備（街路）	1,433,000,000	1,037,354,000	187,379,060	570,104,350	257,000,000		22,870,590
		無電柱化推進	557,000,000	414,202,600	74,556,468	227,811,430	104,000,000		7,834,702

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
		社会資本総合整備事業事務費（街路）	5,000,000	5,000,000			5,000,000		
		クリエイティブシティ推進	31,000,000	30,610,959					30,610,959
		公園施設維持修繕	127,734,000	75,214,190					75,214,190
		社会資本総合整備（公園）	288,782,000	114,697,000		57,348,500	51,000,000		6,348,500
	8 下水環境費	市町村下水道費補助	15,000,000	1,000,000					1,000,000
	9 建築費	耐震改修支援	1,388,000	1,388,000					1,388,000
		盛土規制法関連調査	25,485,000	6,955,000		3,477,500			3,477,500
	10 住宅政策費	市街地再開発	48,425,000	48,425,000					48,425,000
		古民家再生・活用推進	7,492,000	6,817,000		3,408,500			3,408,500
		社会資本総合整備	316,748,000	316,747,538		158,545,000	158,000,000		202,538
12 警察費	1 警察管理費	警察装備	70,235,000	70,235,000					70,235,000
		警察施設整備	4,510,000	4,510,000					4,510,000
	2 警察活動費	交通安全施設整備	72,457,000	72,457,000		14,695,000	25,000,000		32,762,000
13 教育費	1 教育総務費	県立夜間中学設置準備	13,601,000	13,601,000					13,601,000
	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	599,393,000	599,393,000	11,726,000		511,000,000		76,667,000
		特別支援学校施設整備	224,908,000	224,908,000			183,000,000		41,908,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県 債	その他	
	9 大学費	施設整備	22,560,000	22,560,000			20,000,000		2,560,000
14 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧	81,992,000	81,992,000		81,992,000			
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧	480,000,000	364,257,999			364,000,000		257,999
		土木施設補助災害復旧	225,454,000	91,914,000		61,306,638	30,000,000		607,362

2 令和 5年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
事故繰越し計			4,929,122,961	2,403,725,501	2,525,397,460		2,525,397,460	64,823,690	2,391,661,262	68,912,508	
6 健康福祉費	7 障害政策費	施設サービス	71,172,000		71,172,000		71,172,000		国庫支出金 47,448,000 県債 23,000,000	724,000	計画に関する 諸条件
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	996,112,300	326,392,300	669,720,000		669,720,000		分担金負担金 246,000,000 国庫支出金 151,360,000 県債 272,000,000	360,000	計画に関する 諸条件
	5 林政費	農山漁村地域整備	281,234,000	251,314,000	29,920,000		29,920,000		国庫支出金 14,960,000 県債 13,000,000	1,960,000	補償処理の困 難
	7 森林保全費	農山漁村地域整備	41,797,990	16,697,990	25,100,000		25,100,000		国庫支出金 12,392,000 県債 11,000,000	1,708,000	計画に関する 諸条件
9 農政費	4 蚕糸園芸費	フラワーパーク改修	379,000,000	101,568,000	277,432,000		277,432,000		国庫支出金 138,716,000 県債 138,000,000	716,000	資材の入手難
	5 ぐんまブランド推 進費	地域資源活用推進	100,000,000		100,000,000		100,000,000		国庫支出金 100,000,000		資材の入手難
	7 農村整備費	農山漁村地域整備	90,578,000	43,702,000	46,876,000		46,876,000	11,719,000	国庫支出金 23,438,000 県債 10,000,000	1,719,000	資材の入手難
11 県土整備費	3 道路整備費	単独道路改築	16,000,000		16,000,000		16,000,000		県債 14,000,000	2,000,000	計画に関する 諸条件

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
		社会資本総合整備	671,649,060	483,589,060	188,060,000		188,060,000		国庫支出金 101,038,000 県債 86,000,000	1,022,000	計画に関する 諸条件
		道路改築	672,302,111	178,302,111	494,000,000		494,000,000		国庫支出金 271,700,000 県債 200,000,000	22,300,000	計画に関する 諸条件
	4 河川費	ダムメンテナンス	443,447,500	155,336,900	288,110,600		288,110,600	33,977,016	国庫支出金 101,653,433 県債 152,000,000	480,151	資材の入手難
	5 砂防費	災害関連緊急砂防	185,970,000	89,970,000	96,000,000		96,000,000		国庫支出金 64,000,000 県債 32,000,000		計画に関する 諸条件
	6 都市計画費	土地区画整理事業負担金	162,920,000	130,157,000	32,763,000		32,763,000			32,763,000	補償処理の困難
	7 都市整備費	無電柱化推進	500,590,000	394,325,140	106,264,860		106,264,860	19,127,674	国庫支出金 58,445,673 県債 26,000,000	2,691,513	補償処理の困難
14 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧	146,368,000	123,857,000	22,511,000		22,511,000		国庫支出金 22,511,000		計画に関する 諸条件
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧	169,982,000	108,514,000	61,468,000		61,468,000		国庫支出金 40,999,156 県債 20,000,000	468,844	計画に関する 諸条件

報第6号

報 告 書

- 1 令和5年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書
- 2 令和5年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書
- 3 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書
- 4 令和5年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書
- 5 令和5年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書
- 6 令和5年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書
- 7 令和5年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

上記について、別冊のとおり支出予算を繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和5年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 額	支払義務 繰越 額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	企業債	市町村 負担金等			
1 流域下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	奥根処理区 建設費（補助）	366,817,000	229,385,358	137,429,000	68,714,000	34,000,000	34,715,000	2,642		他工事との調整に 不測の日数を要し たため
		奥根処理区 建設費（単独）	8,525,000	5,808,000	2,717,000		1,000,000	1,717,000			部品製作に不測の 日数を要したため
		県央処理区 建設費（補助）	1,520,207,000	151,669,890	1,368,534,000	749,064,000	309,500,000	309,970,000	3,110		他工事との調整に 不測の日数を要し たため
		県央処理区 建設費（単独）	70,275,000	61,055,000	9,220,000		4,000,000	5,220,000			計画の見直しに不 測の日数を要した ため
		桐生処理区 建設費（補助）	167,344,000	44,360,000	122,982,000	73,315,000	23,500,000	26,167,000	2,000		他工事との調整に 不測の日数を要し たため
		西邑楽処理区 建設費（補助）	74,334,000	48,730,649	25,601,000	15,300,000	5,000,000	5,301,000	2,351		他工事との調整に 不測の日数を要し たため
		新田処理区 建設費（補助）	5,053,000	894,000	4,158,000	2,078,000		2,080,000	1,000		計画の見直しに不 測の日数を要した ため
		佐波処理区 建設費（補助）	934,046,000	628,886,000	305,159,000	152,579,000	76,000,000	76,580,000	1,000		関係者との調整に 不測の日数を要し たため
計			3,146,601,000	1,170,788,897	1,975,800,000	1,061,050,000	453,000,000	461,750,000	12,103		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫補助金	市 町 村 等 担 金			
1 流域下水道事業 費	1 営業費用	奥利根処理区 事業費	5,038,000	4,862,000	176,000		176,000			部品製作に不測の 日数を要したため
		県央処理区 事業費	28,927,000	10,955,000	17,972,000	9,211,000	8,761,000			他工事との調整に 不測の日数を要し たため
		桐生処理区 事業費	26,167,000	1,386,000	24,588,000	6,370,000	18,218,000	193,000		他工事との調整に 不測の日数を要し たため
計			60,132,000	17,203,000	42,736,000	15,581,000	27,155,000	193,000		

2 令和5年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越す資産 の購入限度 額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
1 電気事業 資本的支出	1 建設改良費	四万発電所 設備更新費	1,080,422,000	563,527,922	420,977,000	420,977,000	95,917,078		工事に不測の日数を要したため。
		白沢発電所 設備更新費	1,113,900,000	665,710,996	53,600,000	53,600,000	394,589,004		工事に不測の日数を要したため。
		霧積発電所 建設費	51,489,000	8,295,546	42,900,000	42,900,000	293,454		関係者との調整に不測の日数を要したため。
		開発調査費	28,000,000	5,600,000	22,400,000	22,400,000			関係者との調整に不測の日数を要したため。
		相俣発電所 設備整備費	156,575,000	62,189,600	94,384,400	94,384,400	1,000		工事に不測の日数を要したため。
		桃野発電所 設備整備費	18,201,000	12,097,800	6,102,800	6,102,800	400		工事に不測の日数を要したため。

款	項	事業名	予計 上 算額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌 年 繰 越 額 に 係 る 要 す る 資 源 の 限 度	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 電 気 事 業 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費	東 発 電 所 設 備 整 備 費	28,820,000	22,550,000	6,270,000	6,270,000			部品調達に不測の日数を要したため。
		小 平 発 電 所 設 備 整 備 費	27,103,000	15,523,200	6,688,000	6,688,000	4,891,800		部品調達に不測の日数を要したため。
		利根発電事務所 設 備 整 備 費	8,481,000	7,931,000	550,000	550,000			部品調達に不測の日数を要したため。
		吾妻発電事務所 設 備 整 備 費	3,951,000	3,390,970	550,000	550,000	10,030		部品調達に不測の日数を要したため。
		坂東発電事務所 設 備 整 備 費	2,037,000	1,378,190	550,000	550,000	108,810		部品調達に不測の日数を要したため。
		渡良瀬発電事務所 設 備 整 備 費	29,339,000	27,590,068	550,000	550,000	1,198,932		部品調達に不測の日数を要したため。
		相俣第二発電所 設 備 整 備 費	4,035,000		4,034,800	4,034,800	200		工事に不測の日数を要したため。
計			2,552,353,000	1,395,785,292	659,557,000	659,557,000	497,010,708		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越す資産の購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
1 電気事業費用	1 営業費用	水力発電費	5,461,044,000	4,965,910,399	87,156,800	87,156,800	407,976,801		関係者との調整に不測の日数を要したため。
	3 営業外費用	雑損失	92,850,000	83,204,539	697,400	697,400	8,948,061		関係者との調整に不測の日数を要したため。
1 電気事業 資本的支出	1 建設改良費	中之条発電所 設備整備費	8,716,000	4,620,000	4,096,000	4,096,000			機器製作に不測の日数を要したため。
		小発電所 設備整備費	150,396,000	21,406,000	121,465,300	121,465,300	7,524,700		関係者との調整に不測の日数を要したため。
計			5,713,006,000	5,075,140,938	213,415,500	213,415,500	424,449,562		

3 令和5年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説 明
						損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 工業用水道事業 資本的支出	1 建設改良費	渋川工業用水道 設備整備費	137,607,000	107,833,892	23,043,000	23,043,000	6,730,108		工事に不測の日数を要したため。
		東毛工業用水道 建設費	12,087,000	3,626,040	8,460,774	8,460,774	186		関係者との調整に不測の日数を要したため。
		東毛工業用水道 設備整備費	259,456,000	37,847,700	216,832,000	216,832,000	4,776,300		関係者との調整に不測の日数を要したため。
計			409,150,000	149,307,632	248,335,774	248,335,774	11,506,594		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する 購入限度 額	説 明
						損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
1 工業用水道 1 事業費用	1 営業費用	渋川工業用水 道事業費用	657,400,000	602,899,418	6,336,000	6,336,000	48,164,582		部品調達に不測の日数を要したため。
計			657,400,000	602,899,418	6,336,000	6,336,000	48,164,582		

4 令和5年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越す資産の 購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金等			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	県央第一水道 設備整備費	140,348,000	111,252,300	12,160,000	12,160,000	16,935,700		部品調達等に不測の日数を要したため
計			140,348,000	111,252,300	12,160,000	12,160,000	16,935,700		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算額	支払義務額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越す資産の購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金等			
1 水道事業費用	1 営業費用	県央第一水道事業費	1,334,345,000	1,301,365,069	20,900,000	20,900,000	12,079,931		機器製作に不測の日数を要したため
計			1,334,345,000	1,301,365,069	20,900,000	20,900,000	12,079,931		

5 令和5年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上 算 額	支払義務 発生 額	翌年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越に要する な卸資産の 購入限度額	説明
						損益勘定 留保資金等			
1 団地造成事業 資本的支出	1 土地造成費	用地及び 造成費	5,465,867,000	3,139,997,747	2,258,048,000	2,258,048,000	67,821,253		関係者との調整に不 測の日数を要したた め。
	2 開発調査費	開発調査費	135,512,000	33,698,000	101,814,000	101,814,000			関係機関との協議に 不測の日数を要した ため。
計			5,601,379,000	3,173,695,747	2,359,862,000	2,359,862,000	67,821,253		

6 令和5年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越する資産 の購入限度 額	説明
						損益勘定 留保資金等			
2 賃貸ビル事業 資本的支出	1 建設改良費	公社総合ビル 設備整備費	2,600,000		2,200,000	2,200,000	400,000		関係者との調整に不測の日数を要したため。
3 ゴルフ場事業 資本的支出	1 建設改良費	ゴルフ場 建設費	19,054,000	4,666,200	14,387,800	14,387,800			関係者との調整に不測の日数を要したため。
		ゴルフ場 設備整備費	43,427,000	14,692,700	21,040,800	21,040,800	7,693,500		物品調達等に不測の日数を要したため。
計			65,081,000	19,358,900	37,628,600	37,628,600	8,093,500		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越 額に係る繰 越す資産の 購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金等			
3 ゴルフ場事業 費	1 営業費用	ゴルフ場管理費	440,003,000	414,952,014	1,652,700	1,652,700	23,398,286		関係者との調整に不測の日数を 要したため。
計			440,003,000	414,952,014	1,652,700	1,652,700	23,398,286		

7 令和5年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算 上	義 務 額	繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫負担金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	小児医療センター 無停電電源装置更新工事	85,620,000		85,620,000		85,000,000	620,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		小児医療センター 吸収式温水発生器更新工事	148,960,000		148,960,000		148,000,000	960,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		小児医療センター 純水装置更新工事	67,830,000		67,830,000		67,000,000	830,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		医療器械等購入	265,998,000		265,998,000		265,000,000	998,000			物品調達に不測の日数を要したため
計			568,408,000		568,408,000		565,000,000	3,408,000			

地方公営企業法第26条第2項のただし書きの規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予 計 上 算 額	支 払 義 務 額	翌 年 繰 越 額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
						国庫負担金	企業債	損益勘定 留保資金等			
1 収益的支出	1 医業費用	精神医療センター 冷温水発生機修繕工事	5,588,000		5,588,000			5,588,000			関係者との調整に不 測の日数を要したた め
計			5,588,000		5,588,000			5,588,000			

報第7号

報 告 書

- 1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率
- 2 令和5年度決算に基づく資金不足比率

上記について、別冊のとおり地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

令和6年9月19日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	9.3 (25)	133.6 (400)

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」とした。
- 2 括弧内は早期健全化基準の比率である。

2 令和5年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
群馬県流域下水道事業会計	—
群馬県電気事業会計	—
群馬県工業用水道事業会計	—
群馬県水道事業会計	—
群馬県団地造成事業会計	—
群馬県施設管理事業会計	—
群馬県病院事業会計	—

- 1 資金不足がないため、比率は「—」とした。
- 2 資金不足比率の経営健全化基準は20％である。

予 算 説 明 書

令和 6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第3号)

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金	3,737,881	15,669	3,753,550
8 使 用 料 及 び 手 数 料	11,595,705	11,193	11,606,898
9 国 庫 支 出 金	84,364,069	1,220,729	85,584,798
11 寄 附 金	676,273	9,310	685,583
13 繰 越 金	10,000	6,541,889	6,551,889
14 諸 収 入	13,979,319	172,735	14,152,054
15 県 債	47,409,000	698,000	48,107,000
歳 入 合 計	781,798,969	8,669,525	790,468,494

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
2 知 事 戦 略 費	11,029,659	120,000	11,149,659	80,000			40,000
3 総 務 費	30,799,259	6,148,603	36,947,862		114,000		6,034,603
4 地 域 創 生 費	7,901,198	126,000	8,027,198			2,310	123,690
5 生 活 も こ 費	43,093,070	14,850	43,107,920	3,273		6,000	5,577
6 健 康 福 祉 費	144,341,875	102,349	144,444,224	57,175		35,997	9,177
9 農 政 費	22,061,488	15,047	22,076,535			15,047	
10 産 業 経 済 費	9,736,206	81,037	9,817,243	27,500	24,000		29,537
11 県 土 整 備 費	65,867,437	1,927,755	67,795,192	1,052,781	560,000	85,669	229,305

12 警 察 費	46,387,953	132,884	46,520,837			62,884	70,000
13 教 育 費	166,530,707	1,000	166,531,707			1,000	
歳 出 合 計	781,798,969	8,669,525	790,468,494	1,220,729	698,000	208,907	6,541,889

第 7 款 分担金及び負担金

(単位 千円)

– 72 –

第 8 款 使用料及び手数料

[illegible]

第 9 款 国庫支出金

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 負 担 金	53,478,726	△ 489,093	52,989,633			
2 生 活 こ ど も 費 国 庫 負 担 金	2,808,033	2,270	2,810,303	1 生 活 こ ど も 費 負 担	2,270	○ 女性保護事業推進費
3 健 康 福 祉 費 国 庫 負 担 金	6,078,696	1,478	6,080,174	2 地 域 福 祉 費 負 担	1,478	○ 生活保護実施費
7 県 土 整 備 費 国 庫 負 担 金	8,022,704	△ 492,841	7,529,863	1 道 路 管 理 費 負 担	△ 270,445	○ 道路メンテナンス費 △ 6,995 ○ 無電柱化推進費 △ 263,450
				2 道 路 整 備 費 負 担	163,450	○ 道路改築費 180,950 ○ 道路メンテナンス費 △ 17,500
				3 河 川 費 負 担	△ 386,980	○ 大規模特定河川費 △ 350,500 ○ 河川メンテナンス費 △ 4,000 ○ ダムメンテナンス費 △ 32,480
				4 砂 防 費 負 担	△ 15,700	○ 事業関連携砂防費 △ 113,700 ○ 砂防メンテナンス費 98,000
				5 都 市 計 画 費 負 担	△ 1,866	○ 道路交通計画調査費
				6 都 市 整 備 費 負 担	18,700	○ 無電柱化推進費
2 国 庫 補 助 金	30,062,495	1,709,822	31,772,317			
1 知 事 戦 略 費 国 庫 補 助 金	2,483,977	107,500	2,591,477	1 戦 略 企 画 費 補 助	27,500	○ デジタル田園都市国家構想交付金（拠点）
				4 交 通 イ ノ ベ ー シ ョ ン 推 進 費 補 助	80,000	○ 交通まちづくり戦略推進費
4 生 活 こ ど も 費 国 庫 補 助 金	4,409,974	1,003	4,410,977	5 県 民 活 動 支 援 ・ 広 聴 費 補 助	1,003	○ 法人指導費
5 健 康 福 祉 費 国 庫 補 助 金	7,019,310	55,697	7,075,007	7 地 域 福 祉 費 補 助	54,000	○ 福祉人材確保対策費
				9 介 護 高 齢 費 補 助	1,697	○ 認知症施策費
10 県 土 整 備 費 国 庫 補 助 金	8,853,157	1,545,622	10,398,779	2 道 路 管 理 費 補 助	450,327	○ 社会資本総合整備費
				3 道 路 整 備 費 補 助	1,337,434	○ 社会資本総合整備費
				4 河 川 費 補 助	△ 32,625	○ 社会資本総合整備費
				5 砂 防 費 補 助	△ 103,253	○ 社会資本総合整備費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				6 都 市 計 画 費 補 助	△ 14,300	○ 社会資本総合整備費
				7 都 市 整 備 費 補 助	22,699	○ 社会資本総合整備費（街路） 81,199 ○ 社会資本総合整備費（公園） △ 58,500
				8 下 水 環 境 費 補 助	△ 22,560	○ 農山漁村地域整備費
				10 住 宅 政 策 費 補 助	△ 92,100	○ 社会資本総合整備費

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 寄 附 金	676,273	9,310	685,583			
4 地 域 創 生 費 寄 附 金	4,238	2,310	6,548	2 スポーツ振興費寄附	2,310	○ 国民スポーツ大会費
9 教 育 費 寄 附 金	1,384	1,000	2,384	2 教 育 総 務 費 寄 附	1,000	○ 学力向上費（高校教育）
10 生 活 こ ど も 費 寄 附 金		6,000	6,000	1 生 活 こ ど も 費 寄 附	6,000	○ 児童養護施設等対策費 5,000 ○ 家庭児童福祉推進費 1,000

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	10,000	6,541,889	6,551,889			
1 繰越金	10,000	6,541,889	6,551,889	1 繰越金	6,541,889	

[illegible]

第 15 款 県債

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 県 債	47,409,000	698,000	48,107,000			
2 総 務 債	2,858,000	114,000	2,972,000	2 危 機 管 理 債	114,000	○ 危機管理・防災対策推進費
9 産 業 経 済 債	46,000	24,000	70,000	3 e スポーツ・クリエイティブ推進債	24,000	○ クリエイティブ推進費
10 県 土 整 備 債	24,225,000	560,000	24,785,000	1 道 路 管 理 債	128,000	○ 社会資本総合整備費（道路管理） 327,000 ○ 道路メンテナンス費（道路管理） △ 5,000 ○ 無電柱化推進費（道路管理） △ 194,000
				2 道 路 整 備 債	1,158,000	○ 社会資本総合整備費（道路整備） 1,038,000 ○ 道路改築費 133,000 ○ 道路メンテナンス費（道路整備） △ 13,000
				3 河 川 債	△ 390,000	○ 社会資本総合整備費（河川） △ 32,000 ○ 大規模特定河川費 △ 315,000 ○ 河川メンテナンス費 △ 3,000 ○ ダムメンテナンス費 △ 40,000
				4 砂 防 債	△ 127,000	○ 社会資本総合整備費（砂防） △ 116,000 ○ 事業間連携砂防費 △ 99,000 ○ 砂防メンテナンス費 88,000
				5 都 市 計 画 債	△ 7,000	○ 社会資本総合整備費（都市計画）
				6 都 市 整 備 債	△ 8,000	○ 社会資本総合整備費（街路） 36,000 ○ 無電柱化推進費（街路） 8,000 ○ 社会資本総合整備費（公園） △ 52,000
				7 住 宅 政 策 債	△ 194,000	○ 社会資本総合整備費（住宅）

3 歳 出

第 2 款 知事戰略費

(単位 千円)

[illegible]

第 3 款 総務費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 総 務 管 理 費	16,420,476	6,034,258	22,454,734						6,034,258	
3 財 政 管 理 費	3,277,757	6,034,258	9,312,015	24 積 立 金	6,034,258				6,034,258	
						財 政 調 整 基 金 積 立	6,034,258		6,034,258	
6 危 機 管 理 費	1,859,843	114,345	1,974,188					県債	114,000	345
1 危 機 管 理 費	526,460	114,345	640,805	17 備品購入費	114,345			県債	114,000	345
						危 機 管 理 ・ 防 災 対 策 推 進	114,345	県債	114,000	345

第 4 款 地域創生費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
3 文 化 振 興 費	3,185,159	6,000	3,191,159						6,000	
2 文 化 振 興 費	782,771	6,000	788,771	8 旅 費	264				6,000	
				10 需 用 費	86	埴輪王国ぐんま発信	6,000		6,000	・委 託 料 5,650
				12 委 託 料	5,650					
5 ス ポ ー ツ 振 興 費	1,482,965	120,000	1,602,965					寄附 2,310	117,690	
2 ス ポ ー ツ 振 興 費	866,208	20,000	886,208	11 役 務 費	231			寄附 2,310	17,690	
				14 工事請負費	19,769	国民スポーツ大会	20,000	寄附 2,310	17,690	・工 事 費 19,769
3 ス ポ ー ツ 施 設 費	448,380	100,000	548,380	14 工事請負費	100,000				100,000	
						ス ポ ー ツ 施 設 管 理 ・ 整 備	100,000		100,000	・工 事 費 100,000

第 5 款 生活こども費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 生 活 こ ど も 費	583,988	4,540	588,528					国庫 2,270	2,270	
5 女 性 保 護 費	73,391	4,540	77,931	12 委 託 料	4,540			国庫 2,270	2,270	
						女 性 保 護 事 業 推 進	4,540	国庫 2,270	2,270	・ 委 託 料 4,540
2 こ だ も ・ 子 費	20,527,246	3,307	20,530,553						3,307	
2 子 育 て 支 援 費	7,225,165	3,307	7,228,472	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,307				3,307	
						子 ど も ・ 子 育 て 支 援	3,307		3,307	・ 補 助 金 3,307
4 児 童 福 祉 費	11,323,791	6,000	11,329,791					寄附 6,000		
2 児 童 福 祉 費	3,947,144	6,000	3,953,144	10 需 用 費	100			寄附 6,000		
				12 委 託 料	5,900	児 童 養 護 施 設 等 対 策	5,000	寄附 5,000		・ 委 託 料 5,000
						家 庭 児 童 福 祉 推 進	1,000	寄附 1,000		・ 委 託 料 900
5 県 民 ・ 活 広 動 聴 支 費	191,094	1,003	192,097					国庫 1,003		
2 県 民 活 広 動 聴 支 費	31,995	1,003	32,998	11 役 務 費	1,003			国庫 1,003		
						法 人 指 導	1,003	国庫 1,003		

第 6 款 健康福祉費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
1 健 康 福 祉 費	2,561,715	2,028	2,563,743					諸収 2,028		
4 衛 生 環 境 研 究 所 費	322,153	2,028	324,181	8 旅 費	10			諸収 2,028		
				10 需 用 費	358	衛 生 環 境 研 究 所 運 営	2,028	諸収 2,028		
				11 役 務 費	180					
				12 委 託 料	1,470					
				18 負担金補助 及び交付金	10					
2 医 務 費	12,028,667	33,969	12,062,636					諸収 33,969		
2 医 療 整 備 費	6,082,592	33,969	6,116,561	18 負担金補助 及び交付金	33,969			諸収 33,969		
						災 害 医 療 対 策	33,969	諸収 33,969		・ 負 担 金 33,969
8 地 域 福 祉 費	5,175,461	62,957	5,238,418					国庫 55,478	7,479	
3 生 活 保 護 費	3,228,923	2,957	3,231,880	12 委 託 料	2,957			国庫 1,478	1,479	
						生 活 保 護 実 施	2,957	国庫 1,478	1,479	・ 委 託 料 2,957
5 福 祉 人 材 確 保 対 策 費	616,338	60,000	676,338	18 負担金補助 及び交付金	60,000			国庫 54,000	6,000	
						福 祉 人 材 確 保 対 策	60,000	国庫 54,000	6,000	・ 補 助 金 60,000
10 介 護 高 齢 費	31,800,955	3,395	31,804,350					国庫 1,697	1,698	
6 認 知 症 ・ 地 域 支 援 推 進 費	1,547,011	3,395	1,550,406	12 委 託 料	3,395			国庫 1,697	1,698	
						認 知 症 施 策	3,395	国庫 1,697	1,698	・ 委 託 料 3,395

第 9 款 農政費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
3 米 麦 畜 産 費	1,510,006	11,743	1,521,749					使手 11,193 諸収 550		
5 浅間家畜育成牧場費	98,974	11,193	110,167	10 需 用 費	7,198			使手 11,193		
				11 役 務 費	96	浅間家畜育成牧場運営	7,308	使手 7,308		
				17 備品購入費	3,885	牧 場 施 設 整 備	3,885	使手 3,885		
				26 公 課 費	14					
9 畜 産 試 験 場 費	557,400	550	557,950	10 需 用 費	6			諸収 550		
				11 役 務 費	444	大 家 畜 研 究	550	諸収 550		
				17 備品購入費	100					
4 野 菜 花 き 費	3,590,080	2,304	3,592,384					諸収 2,304		
5 試験研究総合調整費	51,125	301	51,426	10 需 用 費	301			諸収 301		
						試験研究総合調整	301	諸収 301		
6 農業技術センター費	773,766	2,003	775,769	8 旅 費	61			諸収 2,003		
				10 需 用 費	1,942	園 芸 作 物 研 究	1,000	諸収 1,000		
						地 球 温 暖 化 適 応 策 の 調 査 研 究	1,003	諸収 1,003		
5 蚕 糸 特 産 費	1,565,858	1,000	1,566,858					諸収 1,000		
7 蚕糸技術センター費	237,873	1,000	238,873	17 備品購入費	1,000			諸収 1,000		
						遺 伝 子 組 換 え カ イ コ 実 用 化 研 究	1,000	諸収 1,000		

[illegible]

第 1 1 款 県土整備費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 道 路 管 理 費	14,674,402	420,705	15,095,107					国庫 179,882 県債 128,000	112,823	
1 道 路 管 理 総 務 費	1,010,459	48,667	1,059,126	10 需 用 費	48,667				48,667	
						道 路 維 持 管 理	48,667		48,667	
2 道 路 管 理 費	13,663,943	372,038	14,035,981	12 委 託 料	50,000			国庫 179,882 県債 128,000	64,156	
				14 工事請負費	322,038					
						単 独 道 路 維 持 修 繕	50,000		50,000	・ 委 託 料 50,000
						社 会 資 本 総 合 整 備	813,755	国庫 450,327 県債 327,000	36,428	・ 工 事 費 813,755
						道 路 メ ン テ ナ ン ス	△12,717	国庫 △6,995 県債 △5,000	△722	・ 工 事 費 △12,717
						無 電 柱 化 推 進	△479,000	国庫 △263,450 県債 △194,000	△21,550	・ 工 事 費 △479,000
3 道 路 整 備 費	21,707,528	2,788,158	24,495,686					国庫 1,500,884 県債 1,158,000	129,274	
2 道 路 新 設 改 良 費	17,955,088	2,788,158	20,743,246	12 委 託 料	10,000			国庫 1,500,884 県債 1,158,000	129,274	
				14 工事請負費	2,778,158					
						社 会 資 本 総 合 整 備	2,490,958	国庫 1,337,434 県債 1,038,000	115,524	・ 工 事 費 2,490,958

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明					
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記	
								特定財源	一般財源		
						道 路 改 築	329,000	国庫 180,950 県債 133,000	15,050	・ 工 事 費 329,000	
						道 路 メ ン テ ナ ンス	△31,800	国庫 △17,500 県債 △13,000	△1,300	・ 委 託 料 10,000 ・ 工 事 費 △41,800	
4 河 川 費	7,760,275	△812,250	6,948,025					国庫 △419,605 分負 △8,375 県債 △390,000	5,730		
2 河 川 改 良 費	6,804,511	△812,250	5,992,261	12 委 託 料	△35,000			国庫 △419,605 分負 △8,375 県債 △390,000	5,730		
				14 工事請負費	△777,250						
						河 川 維 持 補 修	50,000		50,000	・ 委 託 料 50,000	
						社 会 資 本 総 合 整 備	△68,250	国庫 △32,625 県債 △32,000	△3,625	・ 工 事 費 △68,250	
						大 規 模 特 定 河 川	△701,000	国庫 △350,500 県債 △315,000	△35,500	・ 工 事 費 △701,000	
						河 川 メ ン テ ナ ンス	△8,000	国庫 △4,000 県債 △3,000	△1,000	・ 工 事 費 △8,000	
						ダ ム メ ン テ ナ ンス	△85,000	国庫 △32,480 分負 △8,375	△4,145	・ 委 託 料 △85,000	

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明						
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記		
								特定財源	一般財源			
								県債 △40,000				
5 砂 防 費	5,490,015	△260,656	5,229,359					国庫 △118,953 分負 △1,500 県債 △127,000	△13,203			
2 砂 防 費	3,978,802	△260,656	3,718,146	14 工事請負費	△260,656			国庫 △118,953 分負 △1,500 県債 △127,000	△13,203			
								社会資本総合整備	△234,256	国庫 △103,253 分負 △2,500 県債 △116,000	△12,503	・ 工 事 費 △234,256
								事業間連携砂防	△223,400	国庫 △113,700 県債 △99,000	△10,700	・ 工 事 費 △223,400
								砂防メンテナンス	197,000	国庫 98,000 分負 1,000 県債 88,000	10,000	・ 工 事 費 197,000
										国庫 △16,166 分負 △7,150 県債 △7,000	△3,884	
										国庫 △14,300	△150	
6 都 市 計 画 費	516,641	△34,200	482,441					国庫 △16,166 分負 △7,150 県債 △7,000	△3,884			
2 土 地 区 画 整 理 費	179,552	△28,600	150,952	18 負担金補助 及び交付金	△28,600			国庫 △14,300	△150			

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
								分負 △7,150 県債 △7,000		
						社 会 資 本 総 合 整 備	△28,600	国庫 △14,300 分負 △7,150 県債 △7,000	△150	・ 交 付 金 △28,600
4 道 路 交 通 計 画 費	270,900	△5,600	265,300	18 負担金補助 及び交付金	△5,600			国庫 △1,866	△3,734	
						道 路 交 通 計 画 調 査	△5,600	国庫 △1,866	△3,734	・ 負 担 金 △5,600
7 都 市 整 備 費	3,278,313	134,634	3,412,947					国庫 41,399 分負 32,694 諸収 70,000 県債 △8,000	△1,459	
1 街 路 費	1,557,943	251,634	1,809,577	12 委 託 料	104,000			国庫 99,899	5,041	
				16 公 有 財 産 購 入 費	50,000			分負 32,694		
				21 補償補填及 び 賠 償 金	97,634			諸収 70,000 県債 44,000		
						社 会 資 本 総 合 整 備 (街 路)	147,634	国庫 81,199 分負 26,574 県債 36,000	3,861	・ 用 地 購 入 費 50,000 ・ 補 償 金 97,634
						無 電 柱 化 推 進	34,000	国庫 18,700	1,180	・ 委 託 料 34,000

項 目	補 正 前 額 の	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
								分負 6,120		
								県債 8,000		
						自動運転実証実験	70,000	諸収 70,000		・委託料 70,000
2 公園費	1,720,370	△117,000	1,603,370	14 工事請負費	△117,000			国庫 △58,500	△6,500	
								県債 △52,000		
						社会資本総合整備（公園）	△117,000	国庫 △58,500	△6,500	・工事費 △117,000
								県債 △52,000		
8 下水環境費	4,108,852	△22,560	4,086,292					国庫 △22,560		
2 農業集落排水費	141,650	△22,560	119,090	18 負担金補助及び交付金	△22,560			国庫 △22,560		
						農山漁村地域整備	△22,560	国庫 △22,560		・補助金 △22,560
10 住宅政策費	3,038,532	△286,076	2,752,456					国庫 △92,100	24	
								県債 △194,000		
3 住宅建設費	977,576	△286,076	691,500	14 工事請負費	△283,928			国庫 △92,100	24	
				21 補償補填及び賠償金	△2,148			県債 △194,000		
						社会資本総合整備	△286,076	国庫 △92,100	24	・工事費 △283,928
								県債 △194,000		・補償金 △2,148

第 12 款 警察費

項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明				
				区 分	金 額	事 業 名	金 額	補正額の財源内訳		附 記
								特定財源	一般財源	
2 警 察 活 動 費	4,862,579	132,884	4,995,463					諸収 62,884	70,000	
1 一 般 警 察 活 動 費	780,698	62,884	843,582	10 需 用 費	47,281			諸収 62,884		
				11 役 務 費	10,340	留 置 管 理	62,884	諸収 62,884		
				13 使 用 料 及 び 賃 借 料	5,263					
3 交 通 指 導 取 締 費	3,401,360	70,000	3,471,360	14 工 事 請 負 費	70,000				70,000	
						交 通 安 全 施 設 整 備	70,000		70,000	・ 工 事 費 70,000

[illegible]

県債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高並びに
令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	令 和 4 年 度 末 現 在 高	令 和 5 年 度 末 現 在 高	令 和 6 年 度 中 増 減 見 込 み				令 和 6 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			令 和 6 年 度 中 起 債 見 込 額			令 和 6 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
			補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額		
1 普 通 債	619,204,472	618,035,641	41,190,000	698,000	41,888,000	48,666,385	611,257,256
(1) 土 木	425,705,623	429,253,498	24,266,000	560,000	24,826,000	33,218,943	420,860,555
(2) 農 林 水 産	68,505,316	67,188,515	7,501,000		7,501,000	6,303,090	68,386,425
(3) 教 育	44,239,709	42,678,416	4,124,000		4,124,000	3,368,151	43,434,265
(4) 公 営 住 宅	9,252,964	9,169,717	45,000		45,000	846,810	8,367,907
(5) そ の 他	71,500,860	69,745,495	5,254,000	138,000	5,392,000	4,929,391	70,208,104
2 災 害 復 旧 債	17,516,489	17,200,485	1,619,000		1,619,000	1,921,679	16,897,806
(1) 土 木	17,515,489	17,199,485	1,617,000		1,617,000	1,921,679	16,894,806
(2) 農 林 水 産	1,000	1,000	2,000		2,000		3,000
3 そ の 他	93,502,021	85,513,250				8,716,611	76,796,639
(1) 退職手当債	34,620,195	31,414,875				3,198,105	28,216,770
(2) 減税補てん債	4,130,299	2,717,691				1,133,508	1,584,183
(3) 減収補てん債(特例分)	53,018,181	49,721,736				4,310,600	45,411,136
(4) 調整債	1,733,346	1,658,948				74,398	1,584,550
小 計	730,222,982	720,749,376	42,809,000	698,000	43,507,000	59,304,675	704,951,701
4 臨時財政対策債	559,291,129	534,619,738	4,600,000		4,600,000	32,020,175	507,199,563
合 計	1,289,514,111	1,255,369,114	47,409,000	698,000	(※) 48,107,000	91,324,850	1,212,151,264

(※) 令和6年度中起債見込額48,107,000千円には、前年度以前からの繰越事業に係る県債発行見込額 26,343,000千円が加わる見込み。

(注1) 公債管理特別会計を含む。

(注2) 満期一括償還方式による県債の元金償還に備えた減債基金積立額については、元金を償還したものとみなし、元金償還見込額に含めている。

令和6年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画(第1号)
債務負担行為に関する調書

変 更

(単位 千円)

事 項	区 分	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
			期 間	金 額	期 間	金 額	企 業 債	補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等
沢入発電所設備改良 事業請負契約	補正前	187,627			令和7年度	187,627			187,627
	補 正				令和7年度から 令和8年度まで				
	補正後	187,627			令和7年度から 令和8年度まで	187,627			187,627

令和 6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第2号・報告分)

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 諸 収 入	13,899,319	80,000	13,979,319
歳 入 合 計	781,718,969	80,000	781,798,969

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	県 債	その他	
4 地 域 創 生 費	7,821,198	80,000	7,901,198			80,000	
歳 出 合 計	781,718,969	80,000	781,798,969			80,000	

第 14 款 諸收入

(単位 千円)

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 受 託 事 業 収 入	595,759	80,000	675,759			
2 地 域 創 生 費 受 託 事 業 収 入	19,685	80,000	99,685	1 文 化 づ く り 推 進 受 託 事 業 収 入	80,000	

3 歳 出

第 4 款 地域創生費

(単位 千円)

[illegible]